

積算基準対照表

(千葉県)

令和5年度

千葉県積算基準について

1. 適用

千葉県の河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、下水道管渠、港湾・漁港工事その他に類する工事における土木請負工事工事費の積算は、できる限り国土交通省土木工事積算基準書等に準拠して行うものとする。

千葉県の測量業務、地質調査業務、設計業務、調査、計画業務における積算は、できる限り国土交通省設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）に準拠して行うものとする。

なお、「国土交通省所管等」の名称については、「千葉県」と読み替えるものとする。

積算基準は工事の各施工法を設定したうえで、その標準的な歩掛を示したものであり、通常の場合は国土交通省の積算基準によるものとするが、現場条件等により適切な範囲で標準以外とすることができる。

積算基準対照表

(土木工事標準積算基準書 共通編)

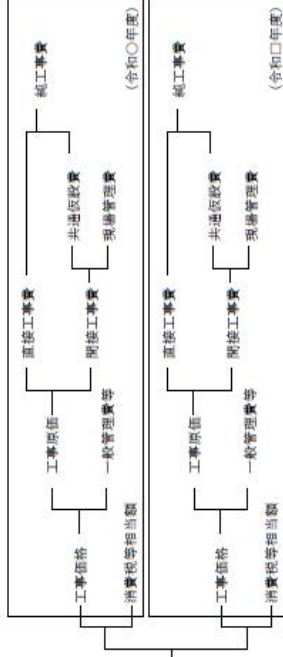
令和5年度

1-1-②-2

(3) 維持工事(複数年度の国債工事)を維持工事(複数年度の債務負担工事)に変更

変更

(3) 維持工事(複数年度の国債工事)は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年に渡って工



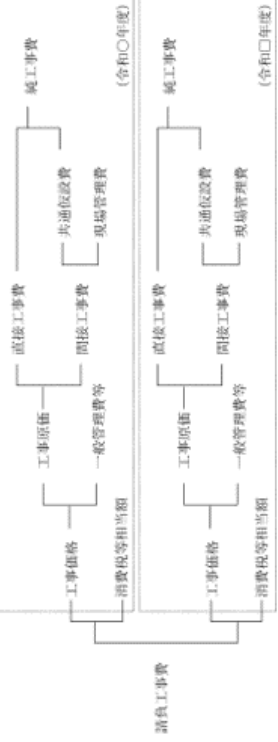
1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接工事費
(2) 間接工事費
(3) 現場管理費
(イ) 運搬費
(ロ) 準備費
(ハ) 事業損失防止施設費
(ニ) 安全費
(ホ) 役務費
(ヘ) 技術管理費
(ト) 常備費

現場管理費率 = 現場管理費 / 純工事費

- (3) 一般管理費等
(4) 消費税等相当額
消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費

(2) 維持工事(複数年度の国債工事)は河川維持工事のうち、管理を目的とした維持的工事を複数年に渡って工



1-2 請負工事費の費目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接工事費
(2) 間接工事費
(イ) 運搬費
(ロ) 準備費
(ハ) 事業損失防止施設費
(ニ) 安全費
(ホ) 役務費
(ヘ) 技術管理費
(ト) 常備費

現場管理費率 = 現場管理費 / 純工事費

- (3) 一般管理費等
(4) 消費税等相当額
消費税及び地方消費税相当分を積算するものとし、「第3章一般管

I-2-①-1

1 材料費 (2) 価格
なお、詳細については、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取扱要領によるものとす
る。と記載変更
以下文言削除

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

- 1. 材料費
 - (1) 数量
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を表状に即して加算するものとする。
 - (2) 価格
価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び運搬入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。
当初の支給品の価格決定については、原則において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を原則において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。

なお、設計単価は、各地方整備局等(以下「局」という)設定単価(高統一単価、単別単価、地区単価をい
う)、局特別調査単価(定期調査)、局特別調査単価(臨時調査)、物価資料(建設物価、「積算資料」をい
う)掲載価格又は記録をもとに、原則として下記により決定するものとし、要領の価格を反映するものとする。
また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記により難い場合は、事前に本局の担当課(以下
「本局担当課」という)と協議のうえ別途決定する。

- 1) 局設定単価による場合
 - (イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、帝王土木工事積算システムに登録する単価である。
 - (ロ) 局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。
 - 2) 物価資料による場合
 - (イ) 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料(建設物価)、「積算資料」に掲載されている要領価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。
- なお、適用時期は毎月とする。
- <例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合
- | | | | |
|------|-----------------------------|------|-------------------|
| 建設物価 | 33,500 円 (有効桁 3桁) | 積算資料 | 34,000 円 (有効桁 2桁) |
| 平均額 | 33,750 円 | | |
| 決定額 | 33,700 円 (有効桁 3桁, 4桁以降切り捨て) | | |
- <例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合
- | | | | |
|------|----------------------------|------|----------------|
| 建設物価 | 560 円 (有効桁 2桁) | 積算資料 | 570 円 (有効桁 2桁) |
| 平均額 | 565 円 | | |
| 決定額 | 565 円 (最小有効桁 3桁, 4桁以降切り捨て) | | |
- (ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。
- 積算に用いる単価とする。
- 3) 局特別調査単価(定期調査)による場合
 - (イ) 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によるものとする。
- 局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月、10月)、本局担当課において決定し、通知する単価である。
- (局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)
- 4) 1), 2)及び3)の方法により難い場合
 - (イ) 1), 2)及び3)の方法により難い場合は、局特別調査(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。

変更
削除

第2章 工事費の積算

① 直接工事費

- 1. 材料費
 - (1) 数量
数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を表状に即して加算するものとする。
 - (2) 価格
価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び運搬入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。
当初の支給品の価格決定については、原則において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を原則において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。

なお、積算については、「設計単価編」記載の設計単価(材料単価)の取扱要領によるものとする。

削除

I-2-①-2

(2) 価格の文言削除

削除

なお、局特別調査（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1事務所のみに必要とすべきを含む）について行うものとする。

(ロ) なお、1工事において調達価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを行う場合は、見積りによって決定することとする。

① 調達価格（材料単価×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査（100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上限判断を行うものとする。また、同一工事の要請や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。

② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積り依頼を行う。

なお、見積り価格は契約取引価格であることを確認する。

③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

④ 見積りに用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

ただし、見積りの数が多い場合は、最廉価価格を採用する。

5) 価格変動が著しい場合
 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

2. 歩掛
 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最廉価の歩掛を採用する。

ただし、変更見積りは施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1.材料費」、「3.労務費」及び「4.直接経費」によるものとする。

3. 労務費
 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員
 所要人員は、原則として、現場条件及び工事特徴を考慮して工事に査定するが、一般に過去の実績及び概算により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金
 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を増増賃金といい、増増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価
 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべし時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間帯（22時～5時）については、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべし時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間帯割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

2) 交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）+休息时间（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

削除

2. 歩掛
 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。

見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最廉価の歩掛を採用する。

ただし、変更見積りは施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1.材料費」、「3.労務費」及び「4.直接経費」によるものとする。

3. 労務費
 労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員
 所要人員は、原則として、現場条件及び工事特徴を考慮して工事に査定するが、一般に過去の実績及び概算により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

(2) 労務賃金
 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を増増賃金といい、増増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価
 次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべし時間帯（8時～17時）を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間帯（22時～5時）については、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記(イ)以外の通常勤務すべし時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間帯割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

2) 交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）+休息时间（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

I-2-①-4

- 5 諸雑費及び端数処理
 - (1) 諸雑費
 - (2) 単価表を1次単価表、参考資料に変更
 - (3) 2) 端数処理
 - (4) 文言削除

4. 直接 諸 費
 直接諸費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の①～③までによるものとする。
 (1) 特許使用料
 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び排出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。
 (2) 水道光熱電力料
 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び技業料等とするものとする。
 (3) 機械経費
 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5. 諸雑費及び端数処理
 (1) 諸雑費
 1) 諸雑費の定義
 当該作業に必要な労務、機械材料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。
 2) 単価表の変更
 (イ) 単価表 控別表に諸雑費率があるもの
 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。**変更**
 (ロ) 単価表 控別表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合
 単位数量当りの単価表の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。
 (ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。
 3) 内訳書
 諸雑費は計上しない。

(2) 端数処理
 1) 単価表 各種要素の数量×単価=金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。
 また、内訳書の各種要素の数量×単価=金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。
 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。

3) 土木工事標準単価は、回工種が物価資料(土木コスト情報)、「積算資料(土木施工単価)」の積算資料(土木施工単価)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数第1位を四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。

4) 共通仮設費の単計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
 5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。
 6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①-一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6. 注 意 事 項
 (1) 歩掛の中で単計上となっている諸雑費について
 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の集積を避けるため単計上するとともに「**単価表**」にあっては、所定の端数処理を兼ねたものである。
 計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗じた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。
 (2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生すること
 で作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合は、別送を積算すること。

4 直 接 諸 費

直接諸費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の①)から③)までによるものとする。
 (1) 特許使用料
 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び排出する技術者等に要する費用の合計額とするものとする。
 (2) 水道光熱電力料
 水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料、用水使用料及び技業料等とするものとする。
 (3) 機械経費
 機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)で、その算定は請負工事機械経費積算要領に基づいて積算するものとする。

5 諸雑費及び端数処理

(1) 諸雑費
 1) 諸雑費の定義
 当該作業に必要な労務、機械材料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。
 2) 1次単価表、参考資料
 (イ) 1次単価表、参考資料 歩掛表に諸雑費率があるもの
 単位数量当りの1次単価表、参考資料の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。
 (ロ) 1次単価表、参考資料 歩掛表に諸雑費率がなく、端数処理のみの場合
 単位数量当りの1次単価表、参考資料の合計金額が、有効数字4桁になるように原則として端数を計上する。

(ハ) 金額は「諸雑費」の名称で計上する。
 3) 内訳書
 諸雑費は計上しない。
 (2) 端数処理
 1) 1次単価表、参考資料 各種要素の数量×単価=金額は小数第2位までとし、3位以下は切り捨てる。
 また、内訳書の各種要素の数量×単価=金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。
 2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

3) 土木工事標準単価は、回工種が物価資料(土木コスト情報)、「積算資料(土木施工単価)」の積算資料(土木施工単価)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数第1位を四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。
 4) 共通仮設費の単計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 5) 現場管理費の金額は、1,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第1編第3章一般管理費等及び消費税等相当額」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

6 注 意 事 項

(1) 歩掛の中で単計上となっている諸雑費について
 諸雑費は、雑材料、小器材の費用等について、積算の集積を避けるため単計上するとともに「**1次単価表**」にあっては、所定の端数処理を兼ねたものである。
 計上にあたっては、所定の諸雑費率を乗えた額を上限とし、当該金額を超えない範囲で端数処理を行うものである。
 (2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生すること
 で作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合は、別送を積算すること。

I-4-①-I

- 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について
 - (1) 調査対象となる工事
- 2) 国債を債務負担に文言変更
- 2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法
項目削除

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間の接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について
 - 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について
随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 調整対象となる工事
 - 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
 - 2) 繰越 国債工事の取扱い
現工事が繰越又は国債工事に調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。
 - (2) 追加工事の発注月は、当該追加工事の入札書（見積書）提出期日の年月とし、現工事の発注率（合意率）を考慮するものとする。
 - (3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。
 - (4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。
 - 1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事という。

工事種別	工事種別名(資格業者名簿による種別)
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、秋打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、変電設備工事
E	港湾工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	特殊設備工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	寒冷期衛生設備工事

- 2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。
 - (イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。
 - (ロ) 一般管理費等については調整する。
- 3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。

削除

- 2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法
総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）と、当該追加工事単価で積算された所算額とを比較し、安価な方を採用する。

第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間の接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について

- ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の調整について
 - 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について
随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 調整対象となる工事
 - 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
 - 2) 繰越 国債工事の取扱い
現工事が繰越又は国債工事に調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。
 - (2) 追加工事の発注月は、当該追加工事の入札書（見積書）提出期日の年月とし、現工事の発注率（合意率）を考慮するものとする。
 - (3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。
 - (4) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。
 - 1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事という。

工事種別	工事種別名(資格業者名簿による種別)
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、秋打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、変電設備工事
E	港湾工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	特殊設備工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	寒冷期衛生設備工事

- 2) 積算体系が同一（一般管理費等率の算出区分が同じもの）の異種の工事は次により調整する。
 - (イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。
 - (ロ) 一般管理費等については調整する。
- 3) 積算体系が異なる（一般管理費等率の算出区分が異なる）異種の工事は調整しない。

削除

I-4-①-2

2 総価契約単価合意方式以外の場合における調査
委計算方法
の総価契約単価合意方式
以外の場合におけるの文
言削除

削除

3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法

- (1) 共通仮設費の調整計算の方法
 - 1) 繰上げ計算部分
実額に合わせて調整する。
 - 2) 単計算部分
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工種の共通仮設費対象額の合計額に対するその
主たる工種の共通仮設費率を適用する。
 - 3) 調整計算の方法 (単計算部分)
現工事と当該追加工種の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事
の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。
(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。
 $A = (D \times \gamma_1) - B \times \gamma_2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の共通仮設費対象額
D：合算工事の共通仮設費対象額
 γ_1 ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率
 γ_2 ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率
ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は
計上しない。
また、Aと当該追加工事単価で算出された所算額とを比較し、安価な方を採用する。
- (ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。
なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。
 $A = (D \times \beta) - B \times \beta_2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の対象額
C：当該追加工事の対象額
D：合算工事の対象額
 $\beta_1 = \beta \cdot \text{Sr}① \cdot \text{Sr}②$ ；Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)
なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta \cdot \text{D}$ に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率
ただし、現工事と追加工種の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。
 $\text{Sr}① = \frac{B \times \text{Sr}② + C \times \text{Sr}③}{B + C}$
 $\text{Sr}①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数
 $\text{Sr}②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数
 $\text{Sr}③$ ：Cに相当する当該追加工種の工種の補正係数
なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
- $\beta_2 = \beta \cdot \text{Sr}② \cdot \text{Sr}④$ ；Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)
なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta \cdot \text{B}$ に相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率
ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は
計上しない。
また、Aと当該追加工事単価で算出された所算額とを比較し、安価な方を採用する。

2 調整計算の方法

- (1) 共通仮設費の調整計算の方法
 - 1) 繰上げ計算部分
実額に合わせて調整する。
 - 2) 単計算部分
現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工種の共通仮設費対象額の合計額に対するその
主たる工種の共通仮設費率を適用する。
 - 3) 調整計算の方法
現工事と当該追加工種の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事
の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。
(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。
 $A = (D \times \gamma_1) - B \times \gamma_2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の共通仮設費対象額
D：合算工事の共通仮設費対象額
 γ_1 ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率
 γ_2 ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率
ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費
は計上しない。
また、Aと当該追加工事単価で算出された所算額とを比較し、安価な方を採用する。
(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。
なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。
 $A = (D \times \beta) - B \times \beta_2$
A：当該追加工種の共通仮設費 (調整計算額)
B：現工事の対象額
C：当該追加工事の対象額
D：合算工事の対象額
 $\beta_1 = \beta \cdot \text{Sr}① \cdot \text{Sr}②$ ；Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (%)
なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta \cdot \text{D}$ に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率
ただし、現工事と追加工種の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。
 $\text{Sr}① = \frac{B \times \text{Sr}② + C \times \text{Sr}③}{B + C}$
 $\text{Sr}①$ ：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数
 $\text{Sr}②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数
 $\text{Sr}③$ ：Cに相当する当該追加工種の工種の補正係数
なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 - $\beta_2 = \beta \cdot \text{Sr}② \cdot \text{Sr}④$ ；Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%)
なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta \cdot \text{B}$ に相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率
ただし、前記計算の場合においてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費
は計上しない。
また、Aと当該追加工事単価で算出された所算額とを比較し、安価な方を採用する。

修正内容

土木工事標準積算基準書

千葉県

I-4-①-5

4 設計変更について
 なお、総価契約単価合意方式の場合においても、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取り扱い扱うものとする。の文言削除

S r②: Bに相当する現工事の工種の補正係数
 S r③: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数
 なお、加重平均した補正係数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r② + \beta ③ \cdot S r③$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率(%)
 なお、補正後の現場管理費率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率
 $\beta ③$: 当該追加工事の現場管理費率(補正率は0%とする)
 ただし、前記計算の場合においてAが負となる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。
 また、Aと当該追加工事単価で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(3) 一般管理費等の調整計算の方法

1) 調整計算の方法
 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので乖を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

- A: 当該追加工事の一般管理費等(調整計算額)
- B: 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)
- C: 当該追加工事の調整後の工事原価
- D: 合算工事の工事原価
- $\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率
- $\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率
- β : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値
- $\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数
- 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数
- $\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数
- 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

総価契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該総価契約の当初積算で用いた共通版投資、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単価計算額の比較は行わない。)

削除

なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に取り扱い扱うものとする。

S r②: Bに相当する現工事の工種の補正係数
 S r③: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数
 なお、加重平均した補正係数は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta 2 = \beta ② \cdot S r② + \beta ③ \cdot S r③$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率(%)
 なお、補正後の現場管理費率は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
 $\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率
 $\beta ③$: 当該追加工事の現場管理費率(補正率は0%とする)
 ただし、前記計算の場合においてAが負となる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。
 また、Aと当該追加工事単価で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(3) 一般管理費等の調整計算の方法

1) 調整計算の方法
 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので乖を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

- A: 当該追加工事の一般管理費等(調整計算額)
- B: 現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)
- C: 当該追加工事の調整後の工事原価
- D: 合算工事の工事原価
- $\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率
- $\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率
- β : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正値
- $\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数
- 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数
- $\delta 2$: 現工事の前払金支出割合による補正係数
- 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

総価契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該総価契約の当初積算で用いた共通版投資、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単価計算額の比較は行わない。)

削除

I-4-③-1

③工事請負契約書第26条を建設工事請負契約書第26条に修正

変更

③工事請負契約書第26条(スライド条項)の減額となる場合の運用について

- 1 適用対象工事
- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化しているときと見做されること。なお、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直営工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
 - (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
 - (3) 適用対象工事の承認時期は、12月超過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械操機打撃時を承認時期とする。
 - (4) 採工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。

2 スライド額の算定

- (1) 発注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S = [P_a - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)]$$
 (ただし、 $P_1 > P_a$)
 S : スライド額
 P_1 : 請負代金から出来形部分と相応する請負代金を控除した額
 P_a : 変動後(基準日)の資金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
 $(P = \alpha \times Z, \alpha$: 単価合意比率又は積算率、 Z : 積算額)
- (2) 資金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合はスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通原設備、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
 また、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直営工事費が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。

3 積工単量の算定

- (1) 基準日における積工単量を算定するために先行指示されている設計量については、基準日以前の積工単量についてスライドの対象とする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以前の積工単量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現物納入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 1) 工機製作品品については、工場での確認又はミルシート等で仕度確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。
 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で仕度確保が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
 4) 数量指図書で一併明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
 5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に積算数量がない場合は、発注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

4 物価指数等

発注者としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、発注者の積算資料等に基づき双方で合意した場合別途の物価指数を用いることができる。

③建設工事請負契約書第26条(スライド条項)の減額となる場合の運用について

- 1 適用対象工事
- (1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000分の30以上変化しているときと見做されること。なお、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直営工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が1,000分の30以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
 - (2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。
 - (3) 適用対象工事の承認時期は、12月超過時点、その時点で対象外の場合は、次の4月及び10月等、労務単価もしくは機械操機打撃時を承認時期とする。
 - (4) 採工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。

2 スライド額の算定

- (1) 発注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S = [P_a - P_1 + (P_1 \times 15 / 1,000)]$$
 (ただし、 $P_1 > P_a$)
 S : スライド額
 P_1 : 請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額
 P_a : 変動後(基準日)の資金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
 $(P = \alpha \times Z, \alpha$: 積算率、 Z : 積算額)
- (2) 資金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合はスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通原設備、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
 また、経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直営工事費が増額しているにも関わらずスライド額が1,000分の15以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。

3 積工単量の算定

- (1) 基準日における積工単量を算定するために先行指示されている設計量については、基準日以前の積工単量についてスライドの対象とする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以前の積工単量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現物納入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
 1) 工機製作品品については、工場での確認又はミルシート等で仕度確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。
 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で仕度確保が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
 4) 数量指図書で一併明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
 5) 出来形数量の計上方法については、甲側に積算数量がない場合は、乙側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

4 物価指数等

甲としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、この指図書等に基き双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

I-4-④-1

④工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条第5項)の運用について
県の運用に変更

変更

④工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について

1. 主要な工事材料
単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。
2. 適用対象工事
(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各要素額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\begin{aligned} \text{変動額} &= |M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}| \\ \text{変動額} &= |M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}| \\ \text{変動額} &= |M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}| \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 + P_2 \times D_2 + k_1 + P_3 \times D_3 \times k_2 + \dots + P_m \times D_m \times k_m) \times \text{消費税率} \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 \times k_1 + P_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + P_m \times D_m \times k_m) \times \text{消費税率} \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 \times k_1 + P_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + P_m \times D_m \times k_m) \times \text{消費税率} \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 \times k_1 + P_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + P_m \times D_m \times k_m) \times \text{消費税率} \\ P: & \text{設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価} \\ P_1: & 4. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価 \\ P_2: & 5. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価 \\ k: & 単価変化率は請負比率、なお、総額契約単価合意方式受発注型(総額契約単価合意方式)の実施について(平成28年3月14日付付地発第79号、国官技第300号、国北字第33号、令和3年3月30日最終改正)における単価別合意方式による場合は、主要な工事材料については同要項7. に規定する規則(レベル4)の比率(変更前の管理費単価に対する合意単価の比率をいう。以下同様)、包納的単価別合意方式による場合は、同要項9. に規定する主要な工事材料を用いた規則(レベル4)の比率とする。$$

3. スライド額の算定
(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、2. (1)の規定により単品スライド条項の運用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。
$$S_{\text{単}} = (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{単}} = (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + P \times 1/100$$

$$S_{\text{単}}: \text{スライド額(増額変更の場合)}$$

$$S_{\text{単}}: \text{スライド額(減額変更の場合)}$$

$$M_{\text{単}}^{\text{買}}, M_{\text{単}}^{\text{買}}, M_{\text{単}}^{\text{買}}, M_{\text{単}}^{\text{買}}: 2. (1)に同じ$$

P: 2. に規定する請負代金額
(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ 又は $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

④建設工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について

1. 主要な工事材料
単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主にしようされている鋼材類、燃料油又はその他の工事材料をいう。
2. 適用対象工事
(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各要素額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\begin{aligned} \text{変動額} &= |M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}| \\ \text{変動額} &= |M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}| \\ \text{変動額} &= |M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}| \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 + P_2 \times D_2 + \dots + P_m \times D_m) \times k \times (1 + \text{消費税率及び地方消費税率の税率}/100) \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 + P_2 \times D_2 + \dots + P_m \times D_m) \times k \times (1 + \text{消費税率及び地方消費税率の税率}/100) \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 + P_2 \times D_2 + \dots + P_m \times D_m) \times k \times (1 + \text{消費税率及び地方消費税率の税率}/100) \\ M_{\text{単}}^{\text{買}} &= (P_1 \times D_1 + P_2 \times D_2 + \dots + P_m \times D_m) \times k \times (1 + \text{消費税率及び地方消費税率の税率}/100) \\ P: & \text{設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価} \\ P_1: & 4. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価 \\ P_2: & 5. の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価 \\ k: & 総比率$$

- (2) 請負代金の部分私をした工事に於ける(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分私の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済み工事材料若しくは製造工場等にある工機製品(以下「出来形部分等」という。)に相当する請負代金相当額を控除した額とする。
ただし、請負代金の部分私のための経済部分検査に合格した旨の通知書(建設工事請負契約書第38条第3項に規定する旨の書面)において、7. の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分私の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の運用対象とすることができるとする旨を記載した場合には、請負代金額から当該部分私の対象となった出来形部分等に相当する請負代金相当額を控除しない額とする。

3. スライド額の算定
(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、2. (1)の規定により単品スライド条項の運用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。
$$S_{\text{単}} = (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{単}} = (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + (M_{\text{単}}^{\text{買}} - M_{\text{単}}^{\text{買}}) + P \times 1/100$$

$$S_{\text{単}}: \text{スライド額(増額変更の場合)}$$

$$S_{\text{単}}: \text{スライド額(減額変更の場合)}$$

$$M_{\text{単}}^{\text{買}}, M_{\text{単}}^{\text{買}}, M_{\text{単}}^{\text{買}}, M_{\text{単}}^{\text{買}}: 2. (1)に同じ$$

P: 2. に規定する請負代金額
(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ 又は $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の規定によりスライド額を算定する。

- (2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ 又は $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の規定によりスライド額を算定する。
(2) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ 又は $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ を上回る場合には、受注者が対象材料について6. 購入金額が相当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{単}}^{\text{買}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の規定によりスライド額を算定する。
受注者の

I-4-④-2

④工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について県の運用に変更

変更

- (3) 実際の購入金額が(1)のM^実、M^受又はM^受を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6.(1)の規定する事項に加え、実際の購入金額が相当な購入金額であることを証明する事項を示し、実際の購入金額が相当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)のM^実に代えて受注者の属する実際の購入金額を、M^実に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M^受に代えて受注者の他の工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
- (4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。
 - ① 6.の規定により確認される燃料油の受注者が証明する実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、実際の購入金額とし、燃料油以外の対象材料の受注者が証明する実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、契約書第26条第5項の適用対象外とする。
 - ② 6.の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5.に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際の購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。
 - ③ 燃料油については、6.(5)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5.に規定する対象数量とする。
 - ④ スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に運動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- 4. 価格変動後における単価の算定方法
 - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価(p)は、次に定めるとおりとする。
 - ① 鋼材及びその他工事材料
 - 対象材料を現場へ搬入した月の実勢価格(対象材料を搬入した月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を搬入した月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。
 - 燃料油
 - イ 対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。
 - ロ 対象材料のうち、6.(5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5.の対象数量とする。この場合、又は減額変更する場合は、受注者が有する情報では搬入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期的経過が属する月の翌月から工期的経過が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
 - (2) (1)①及び②イに規定する対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書第18条第2項による工事材料の検定又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該搬入又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。
 - 5. 対象数量の算出方法
 - (1) スライド額の算定の対象とする数量(D) (以下「対象数量」という。)は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
 - ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。
 - ② 数量検査表に一式で計上されている仮設工事にあっては、発注者の設計数量。
 - ③ 設計図書又は数量検査表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。
 - ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。
 - (2) 請負代金の部分私をした工事にあっては、7.の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができざるを要した場合は、(1)に規定する数量から、部分私の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

- 他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
 - (4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。
 - ① 6.の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料について実際の購入金額。
 - ② 6.の規定により確認される対象材料の実際の購入数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際の購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。
 - ③ 燃料油については、6.(5)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5.に規定する対象数量とする。
 - (5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に運動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
 - 4. 価格変動後における単価の算定方法
 - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価(p)は、次に定めるとおりとする。
 - ① 鋼材及びその他工事材料
 - 対象材料を現場へ搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。ただし、減額変更する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を搬入した月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。
 - 燃料油
 - イ 対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。
 - ロ 対象材料のうち、6.(5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5.の対象数量とする。この場合、又は減額変更する場合は、受注者が有する情報では搬入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期的経過が属する月の翌月から工期的経過が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
 - (2) (1)①及び②イに規定する対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、建設工事請負契約書第18条第2項による工事材料の検定又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該搬入又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。
 - 5. 対象数量の算出方法
 - (1) スライド額の算定の対象とする数量(D) (以下「対象数量」という。)は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
 - ① 設計図書(送付工事)にあっては、数量書(以下同じ。)に記載された数量があるときは、当該数量。
 - ② 数量検査表に一式で計上されている仮設工事にあっては、発注者の設計数量。
 - ③ 設計図書又は数量検査表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。
 - ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。
 - (2) 請負代金の部分私をした工事にあっては、7.の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができざるを要した場合は、(1)に規定する数量から、部分私の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。
 - 6. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する発注者への確認又は発注者との協議
 - (1) 発注者は、単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が発注数量を請求した時点で発注者が算定したスライド額に対し発注者が監査を申し立てたときは、発注者は発注者に対し、発注者の対象材料を算定した際の数量、運搬及び搬入数量並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるとする。
 - (2) 確認を行う際、発注者が(1)の求めに応じ、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について

I-4-④-3

④工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について県の運用に変更

変更

6. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者への協議
 - (1) 受注者が単品スライド条項の運用を求めたとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し発注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるとする。
 - (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しない限り、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の運用対象とはしないものとする。
 - (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しない限り、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
 - (4) (1)の規定にかかわらず、締結期については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び数量を証明する書類を発注者が提出し、数量があると思われる場合には、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現購し搬入等した場合には、各搬入等の月の実勢価格を搬入等した月の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
 - (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し、数量があると思われる場合には、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるとする。この場合、発注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認められる範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5.の対象数量とすることができる。
7. 部分払時の取扱

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既払部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出庫部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。
8. 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができる。
9. 請負代金額の変更手続
 - (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に竣工期(部分引渡しに係る工事部分の竣工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができる。
 - (2) (1)に規定する請求が受注者からあったときは、発注者が請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第5項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聞いた上で、回項に規定した上で、回項に規定する「監理開始の日」を原則45日前の日と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
 - (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごと完了済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「竣工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。
10. 全体スライドを行う場合の特例

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2.(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の運用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における燃料油、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における燃料油、燃料油又はその他工事材料の単価(工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、3.(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(回項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

- (1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しない限り、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の運用対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しない限り、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、締結期については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び数量を証明する書類を発注者が提出し、数量があると思われる場合には、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現購し搬入等した場合には、各搬入等の月の実勢価格を搬入等した月の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、価格、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し、数量があると思われる場合には、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるとする。この場合、発注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認められる範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5.の対象数量とすることができる。

7. 部分払時の取扱

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既払部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出庫部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8. 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができる。

9. 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に竣工期(部分引渡しに係る工事部分の竣工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができる。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったときは、発注者が請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第5項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聞いた上で、回項に規定した上で、回項に規定する「監理開始の日」を原則45日前の日と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごと完了済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「竣工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

10. 全体スライドを行う場合の特例

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2.(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の運用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における燃料油、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における燃料油、燃料油又はその他工事材料の単価(工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、3.(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(回項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

I-9-①-1

2.適用の範囲の記載を「工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、現場作業改善を必要とする場合に適用する。」と記載変更

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、常備関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

変更

2. 適用の範囲
周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広域活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び労務が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P1 + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

P1：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	対象額：P1	現場環境改善費率：i (%)
	5億円を超える場合	大都市(1),(2) 市街地	左記以外
		$i = 56.6 \cdot P1^{-0.114}$	$i = 39.9 \cdot P1^{-0.201}$
		1.73	0.71

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、常備関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容に基づいた費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善率分で行うことが適当でない」と判断されるものとする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算

① 土木請負工事における現場環境改善費の積算

1. 対象となる内容は次のとおりとする。
工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、常備関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。

2. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広域活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び労務が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

3. 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。

イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。

$$K = i \cdot P1 + \alpha$$

ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め）

P1：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）

直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	対象額：F1	現場環境改善費率：i (%)
	5億円を超える場合	大都市(1),(2) 市街地	左記以外
		$i = 56.6 \cdot P1^{-0.114}$	$i = 39.9 \cdot P1^{-0.201}$
		1.73	0.71

ロ. 率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、常備関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容に基づいた費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善率分で行うことが適当でない」と判断されるものとする。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

I-9-①-2

(3) 現場環境改善費入力基準表を削除

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (PI) の変動に伴う現場環境改善費率 I は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (施設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見守塔及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営業関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 遮塵 (熱中症予防)・防塵対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学会 (ノウハウセミナー) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

削除

(3) 現場環境改善費入力基準表

施工歩掛コード	施工単位	式
J1条件	大都市 (1)、(2) 又は市街地の場合は「1」を入力し、それ以外の場合は「0」を入力する。	
数量	1	

(2) 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (PI) の変動に伴う現場環境改善費率 I は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (施設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設、4. 見守塔及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営業関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 遮塵 (熱中症予防)・防塵対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学会 (ノウハウセミナー) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

削除

I-11-①-2

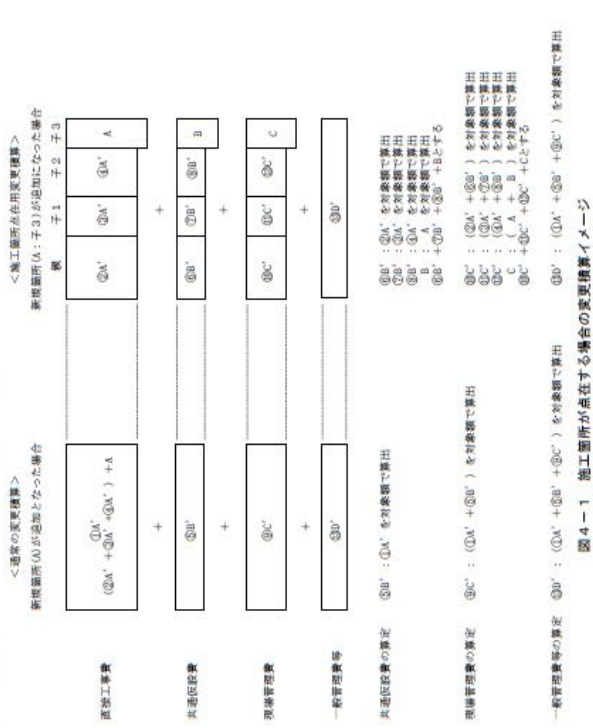
- 3. 単価協議の記載を削除
- 4. 設計変更についての番号繰り上げ

※積算のイメージ
 従 来： (A市直接工事費+B市直接工事費+C町直接工事費) × 間接費率
 本運用： (A地区(施工箇所a) 直接工事費 × 間接費率)
 + (B地区(施工箇所b) 直接工事費 × 間接費率)
 + (C地区(施工箇所c) 直接工事費 × 間接費率)
 ※一般管理費等は通常どおり

削除

3. 単 価 協 議
 総価額の単価合意方式による場合は、「第1編第13 条総価額の単価合意方式」に基づき、単価協議を行うものとする。
 なお、同じ種別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。
 また、共通仮設費(積み上げ分)、現場構築改善費(率計上)、共通仮設費(率計上)、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

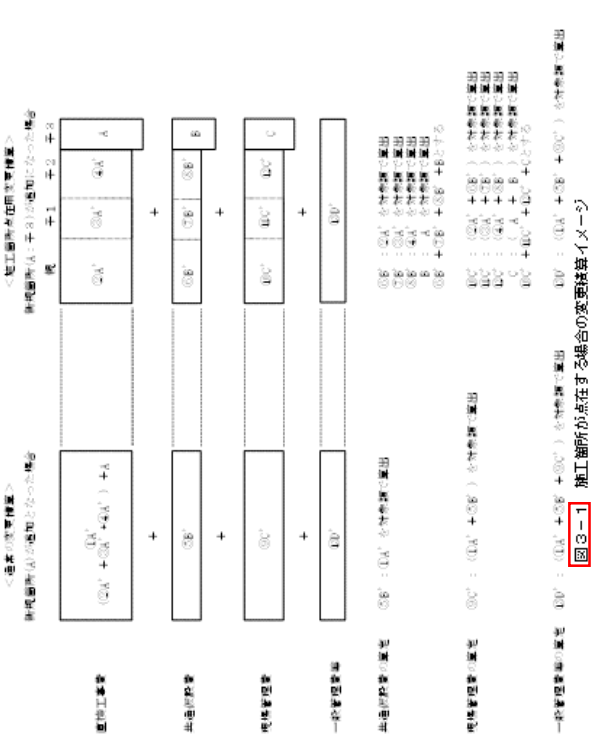
4. 設計変更について
- (1) 「原設計書」及び「予設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
 - (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
 - (3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を巨額算額(変更設計時点単価)により積算するものとする。
 - (4) 一般管理費等については、通常の積算と同様とする。



※積算のイメージ
 従 来： (A市直接工事費+B市直接工事費+C町直接工事費) × 間接費率
 本運用： (A地区(施工箇所a) 直接工事費 × 間接費率)
 + (B地区(施工箇所b) 直接工事費 × 間接費率)
 + (C地区(施工箇所c) 直接工事費 × 間接費率)
 ※一般管理費等は通常どおり

削除

3. 設計変更について
- (1) 原設計書および予設計書それぞれに対して、変更作業を行う。
 - (2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
 - (3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費を巨額算額(変更設計時点単価)により積算するものとする。
 - (4) 一般管理費等については、通常の積算と同様とする。



I-13-①-1

「第13章 総単価契約単価合意方式」の項目を削除し「第13章 設計変更」の項目を追加

削除

第13章 総単価契約単価合意方式

- 1 目的

総単価契約単価合意方式は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があつた場合における変更金額や部分金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施するものとする。また、後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合においても本方式を適用することにより、適正な契約金額の算定を行うものとする。
- 2 対象工事

総単価契約単価合意方式の対象工事は、次のとおりとする。

 - ① 地方整備局（港湾空港関係事務）に関する工事を除く。）にあっては、工事請負者若しは発注者事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省第76号）第3に掲げる工事種別のうち、第1号から第4号まで、第7号、第9号から第17号まで及び第19号から第22号に掲げる工事
 - ② 北海道開発局にあっては、河川事業、多目的ダム事業、海岸事業、砂防事業、道路事業及び公園事業に係る工事（北海道開発局工事競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）の別表（第6条関係）の区分の欄に掲げる建築、管、機械装置（昇降機設備に限る。）及び電気（建築電気設備に限る。）を除く。）
- 3 実施方式

(1) 総単価契約単価合意方式は、次に掲げる実施方式により行うものとする。

 - ① 単価個別合意方式
工事数量総括表の個別の単価（一式の場合は金額）及び③④において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式
 - ② 包括的単価個別合意方式
工事数量総括表の個別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式
 - ③ ①②の請負代金比率 = 落札金額 ÷ 工事価額
 - ④ 受注者は、「単価個別合意方式」又は「包括的単価個別合意方式」のいずれかを希望する方式を選択するものとする。

(2) 発注者は、①において「単価個別合意方式」を選択した場合には、工事数量総括表の個別のそれぞれを算出した上で、発注者と協議するものとする。

(3) ②の取極の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、「包括的単価個別合意方式」を適用するものとする。

(4) 受注者は、①において「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
- 4 一般事項
 - (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
 - (2) 設計変更時における現場管理費の増減については、工事区間の延長、工期の延長等増減等により当初計上した増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により増減が生じた場合は設計変更の対象として処理するものとする。
 - (3) 請負代金額の変更を用いる単価等については、単価合意書の記載事項を適議とする。
 - (4) 単価合意が不成立となった場合は、百額の取定した単価に基づき設計変更を行うものとする。

1 3章 設計変更

- 1 一般事項
 - (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
 - (2) 設計変更時における現場管理費の増減については、工事区間の延長、工期の延長等増減等により当初計上した増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により増減が生じた場合は設計変更の対象として処理するものとする。
- 2 設計変更における材料単価の取扱いについて

(1) 工事数量の変更は、新単価（変更指行時点単価）により算定するものとする。ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により算定するものとする。

(2) 工事数量の変更は、その増減分に対する設計単価により算定するものとする。

(3) 当初設計の工種において、当初設計材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で算定する。

(4) 新単価（変更指行時点単価）とした場合、材料単価、労務単価、機械燃料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により算定するものとする。
- 3 設計変更の計測別請負工事の設計変更は、百積算により、次の方法で行うものとする。
 - ・設計費
 - ・設計変更の要領
 - ・設計変更の要領

設計変更の積算は、次の方法により行う。

第1回変更設計費
 工 事 価 値 = $\frac{\text{請負額}}{\text{当初百積算額}} \times \text{第1回変更百積算工事価額}$
 （落札率を乗じた額）
 第1回変更請負額 = $\frac{\text{工 事 価 値}}{\text{（落札率を乗じた額）}} \times (1 + \text{消費税率})$

第2回変更設計費
 工 事 価 値 = $\frac{\text{第1回変更請負額}}{\text{第1回変更百積算額}} \times \text{第2回変更百積算工事価額}$
 （落札率を乗じた額）
 第2回変更請負額 = $\frac{\text{工 事 価 値}}{\text{（落札率を乗じた額）}} \times (1 + \text{消費税率})$

第3回変更設計費
 工 事 価 値 = $\frac{\text{第2回変更請負額}}{\text{第2回変更百積算額}} \times \text{第3回変更百積算工事価額}$
 （落札率を乗じた額）
 第3回変更請負額 = $\frac{\text{工 事 価 値}}{\text{（落札率を乗じた額）}} \times (1 + \text{消費税率})$

I-13-①-2

「第13章 総単契約単価合意方式」の項目を削除し「第13章 設計変更」の項目を追加

削除

- 5 設計変更における材料単価の取扱いについて
- (1) 工事 quantity の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
 - (2) 工事 quantity の場合は、その quantity に対する設計単価により積算するものとする。
 - (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
 - (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械燃料及び歩掛の全てを新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。

6 請負代金額の変更について

- (1) 単価別合意方式における請負代金額の変更
請負代金額の変更にあたっては、契約書第 25 条の規定に従い、単価合意書に記載された単価を基礎として、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。なお、その際の手定価格の積算に当たっては、以下の①から③までに留意するものとする。
① 直接工事費及び共通仮設費（積上げ分）については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いは、以下のとおりとする。
・ 契約書第 25 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合は、変更前の細別（レベル 4）の合意比率（百積算単価に対する合意単価の比率をいう。（以下この項において同じ。））に変更後の百積算単価を乗じて積算するものとする。
・ 既存の工種（レベル 2）に種別（レベル 3）及び細別（レベル 4）が追加された場合は、変更前の当該工種（レベル 2）の合意比率に百積算単価を乗じて積算するものとする。
・ 工種（レベル 2）が新規に追加された場合の直接工事費及び新税に種別（レベル 4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、百積算単価にて積算するものとする。
② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用して当該割合を乗じて算出するものとする。
なお、対象額とは、共通仮設費（率分）にあっては直接工事費、現場管理費にあっては組立工事費、一般管理費等にあっては工事原価をいう。

【関係費等（率分）】 = B × C × D

B = 変更積算の関係費等（率分）の対象となる項目の合計金額

C = 変更前の積算率等（率分）の合意金額（C1）

変更前の関係費等（率分）の対象となる項目の合計金額（C2）

D = B を積算基準書の率式に代入した値に補正係数を乗じた値（D1）

C2 を積算基準書の率式に代入した値に補正係数を乗じた値（D2）

※ 地域補正など関係費に対する補正係数が対象
D1 の補正係数：変更積算の補正係数
D2 の補正係数：変更前の補正係数

(例) 当初百積算額 105,008.4 千円 諸員額 102,900 千円

第 1 回変更百積算工事単価格 106,480 千円
工 事 価 格 = $\frac{102,900}{105,008.4} \times 106,480 = 104,351$ 千円
(落札率を乗じた額)

第 1 回 変 更 諸 員 額 = $104,351 \times (1 + 0.10) = 114,786.1$ 千円

第 2 回変更百積算工事単価格 97,230 千円
工 事 価 格 = $\frac{114,786.1}{106,480 \times (1 + 0.10)} \times 97,230 = 95,277$ 千円
(落札率を乗じた額)

第 2 回 変 更 諸 員 額 = $95,277 \times (1 + 0.10) = 104,804.7$ 千円

第 3 回変更百積算工事単価格
工 事 価 格 = $\frac{104,804.7}{97,230 \times (1 + 0.10)} \times 101,860 = 99,814$ 千円
(落札率を乗じた額)

第 3 回 変 更 諸 員 額 = $99,814 \times (1 + 0.10) = 109,795.4$ 千円

- (注) 1) 変更百積算とは、管単位、管径数をもとに当初百積算と同一方法により積算する。
2) 諸員額、百積算額(消費税相当額)を含む額。
3) 消費税 = 消費税率 × 地方消費税
4) 変更諸員工事単価格は千円未満切り捨てとする。

I-13-①-3

「第13章 総単契約単価合意方式」の項目を削除

削除

<設計変更にて共通取費(率分)対象額が、3,000万円⇒3,300万円となった場合の積算例>

$$\text{共通取費} = B \times \frac{C1}{C2} \times \frac{D1}{D2}$$

B = 変更積算の共通取費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000円

C1 = 変更前の共通取費(率分)の合意金額 = 3,150,000円

C2 = 変更前の共通取費(率分)の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000円

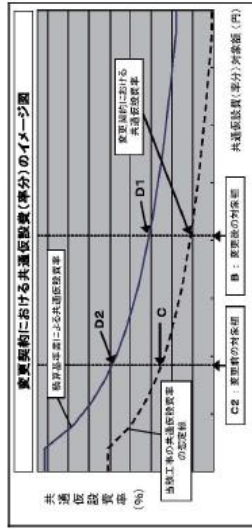
D1 = Bを積算基準書の形式に代入した値 = 10.85%

D2 = C2を積算基準書の形式に代入した値 = 10.95%

D = D1/D2 = 10.85%/10.95%

$$\text{共通取費(率分)} = B \times C \times D = 33,000,000 \times \frac{3,150,000}{30,000,000} \times \frac{10.85}{10.95}$$

なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。



③ 積算年度にわたる維持工事については、積算基準書に基づき年毎ごとに積算を行うものとし、積算代金額の変更による積算の増減に当たっては、年度ごとに、初期の変更においては契約当初に合意した単価を用い、初期以降の変更(当該年度に限る。)においては、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の形式を利用して低減割合を算出して算出するものとする。また、当該年度以外の積算書は変更せず、当該年度の設計書のみ変更するものとする。

④ 変更設計額

工事単価=変更積算工事単価

$$\text{変更設計額} = \text{工事単価} \times \{1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}\}$$

(2) 包括的単価個別合意方式における積算代金額の変更

積算代金額の変更に当たっては、契約書第25条の規定に従い、単価合意書に記載された事項を基礎として、積算代金額の変更部分の単価を協議するものとする。なお、その際の手定価格の積算に当たっては、以下の①から③までに留意するものとする。

- ① 直接工事費及び共通取費(積上げ分)については、単価合意書に記載の単価に基づき算出するものとする。なお、単価合意書に記載のない単価の取扱いについては、以下のとおりとする。
- ・契約書第25条第1項第1号及び第2号に掲げる場合は、変更前の細別(レベル4)の合意単価(巨積算単価)に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ。)に変更後の官積算単価を乗じて積算するものとする。
- ・既存の工種(レベル2)に種別(レベル3)及び細別(レベル4)が追加された場合は、変更前の当該工種(レベル2)の合意比率に官積算単価を乗じて積算するものとする。

削除

I-13-①-4

「第13章 総単契約単価
合意方式」の項目を削除

削除

・工種（レベル2）が新規に追加された場合の直接工事費及び細別（レベル4）が新規に追加された場合の共通仮設費（稼み上げ分）については、百積算単価にて積算するものとする。

② 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等については、①により算出した対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した抵減割合を乗じて算出するものとする。

なお、対象額は、共通仮設費（率分）にあつては直接工事費、現場管理費にあつては総工事費、一般管理費等にあつては工事原価をいう。

【例】 閉鎖費等（率分） = $B \times C \times D$

B = 変更積算の閉鎖費等（率分）の対象となる項目の合計金額

C = $\frac{\text{変更前の閉鎖費等（率分）の合意金額（C1）}}{\text{変更前の閉鎖費等（率分）の対象となる項目の合計金額（C2）}}$

D = $\frac{\text{Bを積算基準書の率式に代入した値に補正係数*を乗じた値（D1）}}{\text{C2を積算基準書の率式に代入した値に補正係数*を乗じた値（D2）}}$

* 地域補正など閉鎖費に対する補正係数が対象

D1の補正係数：変更積算の補正係数

D2の補正係数：変更前の補正係数

<除計算変更にて共通仮設費（率分）対象額が、3,000万円≧3,300万円となった場合の積算例>

$$\text{共通仮設費} = B \times \frac{C1}{C2} \times \frac{D1}{D2}$$

B = 変更積算の共通仮設費（率分）の対象となる項目の合計金額 = 33,000,000 円

C1 = 変更前の共通仮設費（率分）の合計金額 = 3,150,000 円

C2 = 変更前の共通仮設費（率分）の対象となる項目の合計金額 = 30,000,000 円

C = C1/C2 = 3,150,000 円 / 30,000,000 円

D1 = Bを積算基準書の率式に代入した値 = 10.85%

D2 = C2を積算基準書の率式に代入した値 = 10.95%

D = D1/D2 = 10.85% / 10.95%

共通仮設費（率分） = $B \times C \times D = 33,000,000 \times 3,150,000 / 30,000,000 \times 10.85 / 10.95$
= 3,433,356 円

なお、本積算例では、地域補正等の補正係数は考慮していない。

③ 毎年度にわたる維持工事については、積算基準書に基づき年度ごとに積算を行うものとし、積算代金額の変更に係る積算に当たっては、年度ごとに、初回の変更においては契約当初に合意した単価を用い、初回以降の変更（当該年度内に限る。）においては、変更前の対象額に対する合意金額の比率及び積算基準書の率式を利用した抵減割合を乗じて算出するものとする。また、当該年度以外の変更は変更せず、当該年度の設計書のみ変更するものとする。

④ 変更設計額

工事単価 = 変更積算工事単価

変更設計額 = 工事単価 × [1 + 消費税及び地方消費税の税率]

削除

II-5-②-30

J4, J5条件の削除

(注) 1、2の削除

(注) 3の記載の修正

表5.12 引抜き

引抜き長(m)	型式	
	鋼矢板	H形鋼
2以下	入力番号 ①	○
4以下	入力番号 ②	○
6以下	入力番号 ③	○
9以下	入力番号 ④	○
12以下	入力番号 ⑤	○
15以下	入力番号 ⑥	○
19以下	入力番号 ⑦	○
23以下	入力番号 ⑧	○
25以下	入力番号 ⑨	○

(注) 1、○印は、型式毎の選択可能な引抜き長を示したものである。

2、引抜き長は、地表面よりの鋼矢板及びH形鋼の引抜き長であり、鋼矢板長及びH形鋼長とは異なる。

(6) バイプロハンマ施工による矢板等の引抜き (H形鋼)

施工歩掛コード	施工単位	本		
		J1	J2	J3
WR250150	鋼矢板			
	鋼矢板の長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			
	②III型			
	③IV型			
	④V型			
	鋼矢板の種別			
	1枚当りの長さ			
	鋼矢板の種別			
	①II型			

II-5-②-31

J4, J5条件の削除

(注) 1、2の削除

(注) 3の記載の修正

(8) 鋼矢板材料

施工歩掛コード	WB250160	施工単位	枚																					
施工区分	<table border="1"> <tr> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板の材質</td> <td>鋼矢板の種類</td> <td>鋼矢板枚数当りの長さ</td> </tr> <tr> <td>①SY295</td> <td>⑤VL型</td> <td>⑩10H型</td> </tr> <tr> <td>②SY390</td> <td>⑥IIw型</td> <td>⑪25H型</td> </tr> <tr> <td>③SYW295</td> <td>⑦IIIw型</td> <td>⑫45H型</td> </tr> <tr> <td>④SYW390</td> <td>⑧IVw型</td> <td>⑬50H型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨Vw型</td> <td>⑭50H型</td> </tr> </table>			J1	J2	J3	鋼矢板の材質	鋼矢板の種類	鋼矢板枚数当りの長さ	①SY295	⑤VL型	⑩10H型	②SY390	⑥IIw型	⑪25H型	③SYW295	⑦IIIw型	⑫45H型	④SYW390	⑧IVw型	⑬50H型		⑨Vw型	⑭50H型
J1	J2	J3																						
鋼矢板の材質	鋼矢板の種類	鋼矢板枚数当りの長さ																						
①SY295	⑤VL型	⑩10H型																						
②SY390	⑥IIw型	⑪25H型																						
③SYW295	⑦IIIw型	⑫45H型																						
④SYW390	⑧IVw型	⑬50H型																						
	⑨Vw型	⑭50H型																						

(注) 1. 鋼矢板を目的物(新品価格)とする場合に適用する。
 2. 本コードについては、矢板長が6m未満20mを超える場合には適用出来ないため、その場合には、WB250170にて別途計上する。
 3. 規格エキストラ及び形状エキストラ以外のエキストラを加算する必要がある場合は、WB250170にて別途計上する。

(9) 鋼矢板等材料(撤去出来ない場合)

〔第II編第5章①仮設工 WB250010, WB250020, WB250030, WB250040〕により計上する。

(10) 鋼矢板(各種)

施工歩掛コード	WB250170	施工単位	枚				
施工区分	<table border="1"> <tr> <td>J1</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>①鋼矢板材料</td> </tr> <tr> <td>②鋼矢板材料</td> </tr> </table>			J1	名称	①鋼矢板材料	②鋼矢板材料
J1							
名称							
①鋼矢板材料							
②鋼矢板材料							

(注) 鋼矢板(資材、材料)単価(Y-0016001) [円/枚]を単価登録すること。

(11) H形鋼資材

施工歩掛コード	WB251760	施工単位	本																																													
施工区分	<table border="1"> <tr> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> <td>J4</td> <td>J5</td> <td>J6</td> <td>J7</td> <td>J8</td> <td>J9</td> </tr> <tr> <td>H形鋼の種類</td> <td>H形鋼1本当り長さ</td> <td>供用日数</td> <td>継続工事の有無</td> <td>総供用日数</td> <td>修理費及び損耗費の有無</td> <td>H形鋼の整備費の有無</td> <td>補助工法の有無</td> <td>一場での使用回数</td> </tr> <tr> <td>①H200</td> <td>②H250</td> <td>③H300</td> <td>④H350</td> <td>⑤H400</td> <td>①無</td> <td>②有</td> <td>①無</td> <td>②有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(m/本)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>①無</td> <td>②有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(m/本)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>①無</td> <td>②有</td> </tr> </table>			J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	H形鋼の種類	H形鋼1本当り長さ	供用日数	継続工事の有無	総供用日数	修理費及び損耗費の有無	H形鋼の整備費の有無	補助工法の有無	一場での使用回数	①H200	②H250	③H300	④H350	⑤H400	①無	②有	①無	②有		(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有		(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有
J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9																																								
H形鋼の種類	H形鋼1本当り長さ	供用日数	継続工事の有無	総供用日数	修理費及び損耗費の有無	H形鋼の整備費の有無	補助工法の有無	一場での使用回数																																								
①H200	②H250	③H300	④H350	⑤H400	①無	②有	①無	②有																																								
	(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有																																								
	(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有																																								

(注) 1. 継続工事となる場合はJ3条件に当該工事の供用日数を入力し、J5条件で総供用日数(資材単価決定のため)を入力する。
 2. 継続工事以外(J4条件で①を選択)はJ3条件に供用日数を入力し、J5条件は入力する必要はない。
 3. J3条件の供用日数(継続工事の場合はJ5条件の総供用日数)は、資料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である施工業者が入手可能な購入価格(市価)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
 4. J6条件で①を選択した場合は、J7～J9条件は入力する必要はない。
 5. J7条件は、J1条件で選択したH形鋼の種類を整備費を入力すること。
 6. J8条件の補助工法の有無は、「第II編第5章①仮設工(仮設材料)に係る修理費及び損耗費の取扱いについて)」による。
 7. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J9条件に「1」を入力する。

II-5-②-31

(8) 鋼矢板材料

施工歩掛コード	WB250160	施工単位	枚																					
施工区分	<table border="1"> <tr> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板の材質</td> <td>鋼矢板の種類</td> <td>鋼矢板枚数当りの長さ</td> </tr> <tr> <td>①SY295</td> <td>⑤VL型</td> <td>⑩10H型</td> </tr> <tr> <td>②SY390</td> <td>⑥IIw型</td> <td>⑪25H型</td> </tr> <tr> <td>③SYW295</td> <td>⑦IIIw型</td> <td>⑫45H型</td> </tr> <tr> <td>④SYW390</td> <td>⑧IVw型</td> <td>⑬50H型</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑨Vw型</td> <td>⑭50H型</td> </tr> </table>			J1	J2	J3	鋼矢板の材質	鋼矢板の種類	鋼矢板枚数当りの長さ	①SY295	⑤VL型	⑩10H型	②SY390	⑥IIw型	⑪25H型	③SYW295	⑦IIIw型	⑫45H型	④SYW390	⑧IVw型	⑬50H型		⑨Vw型	⑭50H型
J1	J2	J3																						
鋼矢板の材質	鋼矢板の種類	鋼矢板枚数当りの長さ																						
①SY295	⑤VL型	⑩10H型																						
②SY390	⑥IIw型	⑪25H型																						
③SYW295	⑦IIIw型	⑫45H型																						
④SYW390	⑧IVw型	⑬50H型																						
	⑨Vw型	⑭50H型																						

(注) 1. 鋼矢板を目的物(新品価格)とする場合に適用する。
 2. 本コードについては、矢板長が6m未満20mを超える場合には適用出来ないため、その場合には、WB250170にて別途計上する。
 3. 規格エキストラ及び形状エキストラ以外のエキストラを加算する必要がある場合は、WB250170にて別途計上する。

(9) 鋼矢板等材料(撤去出来ない場合)

〔第II編第5章①仮設工 WB250010, WB250020, WB250030, WB250040〕により計上する。

(10) 鋼矢板(各種)

施工歩掛コード	WB250170	施工単位	枚				
施工区分	<table border="1"> <tr> <td>J1</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>①鋼矢板材料</td> </tr> <tr> <td>②鋼矢板材料</td> </tr> </table>			J1	名称	①鋼矢板材料	②鋼矢板材料
J1							
名称							
①鋼矢板材料							
②鋼矢板材料							

(注) 鋼矢板(資材、材料)単価(Y-0016001) [円/枚]を単価登録すること。

(11) H形鋼資材

施工歩掛コード	WB251760	施工単位	本																																																		
施工区分	<table border="1"> <tr> <td>J1</td> <td>J2</td> <td>J3</td> <td>J4</td> <td>J5</td> <td>J6</td> <td>J7</td> <td>J8</td> <td>J9</td> </tr> <tr> <td>H形鋼の種類</td> <td>H形鋼1本当り長さ</td> <td>供用日数</td> <td>継続工事の有無</td> <td>総供用日数</td> <td>修理費及び損耗費の有無</td> <td>H形鋼の整備費の有無</td> <td>補助工法の有無</td> <td>一場での使用回数</td> </tr> <tr> <td>①H200</td> <td>②H250</td> <td>③H300</td> <td>④H350</td> <td>⑤H400</td> <td>①無</td> <td>②有</td> <td>①無</td> <td>②有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(m/本)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>①無</td> <td>②有</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(m/本)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(日)</td> <td>(円)</td> <td>(円)</td> <td>①無</td> <td>②有</td> </tr> </table>								J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9	H形鋼の種類	H形鋼1本当り長さ	供用日数	継続工事の有無	総供用日数	修理費及び損耗費の有無	H形鋼の整備費の有無	補助工法の有無	一場での使用回数	①H200	②H250	③H300	④H350	⑤H400	①無	②有	①無	②有		(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有		(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有
J1	J2	J3	J4	J5	J6	J7	J8	J9																																													
H形鋼の種類	H形鋼1本当り長さ	供用日数	継続工事の有無	総供用日数	修理費及び損耗費の有無	H形鋼の整備費の有無	補助工法の有無	一場での使用回数																																													
①H200	②H250	③H300	④H350	⑤H400	①無	②有	①無	②有																																													
	(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有																																													
	(m/本)	(日)	(日)	(日)	(円)	(円)	①無	②有																																													

(注) 1. J3条件の供用日数は、資料計上限度額(1現場当り修理費及び損耗費を含む)である施工業者が入手可能な購入価格(市価)の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
 また、本コードは積算の減額補正のための比較検討を考慮して入力しないこと。
 2. J6条件で①を選択した場合は、J7～J9条件は入力する必要はない。
 3. J7条件は、J1条件で選択したH形鋼の種類を整備費を入力すること。
 4. J8条件の補助工法の有無は、「第II編第5章①仮設工(仮設材料)に係る修理費及び損耗費の取扱いについて)」による。
 5. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J9条件に「1」を入力する。

II-5-②-31

II-5-⑥-9

J3, J4条件の削除
(注) 3、4の削除
(注) 5の記載の修正

9. 施工単価入力基準表

施工単価入力基準表		施工単価		単		件				
施工区分	山留材賃料	WP251910	施工単位	1	J1	J2	J3	J4	J5	J6
各種	火打ブロックの有無	①有 ②無	供用日数 (日)	無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無
	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)	①有 ②無	鋼製山留材の整備費及び損耗費の計上 (円)	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無
各種	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)	①有 ②無	鋼製山留材の整備費及び損耗費の計上 (円)	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無
	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)	①有 ②無	鋼製山留材の整備費及び損耗費の計上 (円)	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無

- (注) 1. 本コードは、副部材 (A) (B) を含む。
 2. 施工数量は、主部材の数量とする。
 3. 継続工事となる場合は、J2条件に当該工事の供用日数、J4条件に総供用日数を入力する。
 4. 継続工事以外 (J3条件で①を選択) は、J2条件に供用日数を入力し、J4条件は入力する必要はない。
 5. J2条件の供用日数 (継続工事の場合はJ4条件の総供用日数) は、賃料計上限度額 (1現場当り修理費及び損耗費を含む) である不足弁償金にかかわる市中価格 (新品) の80%を超えないように調整する。
 6. 副部材 (A) の賃料については、賃料の減額補正のための比較検討を考慮している。
 7. 副部材 (A) の賃料については、賃料の減額補正のための比較検討をした上で、J6-J2 山留主部材等の副部材について「J」で得られたY (副部材の賃料 (円/t)) に供用日数を乗じた値を副部材 (A) 賃料 (Y-0028001) [円/t] に単価登録すること。
 8. J5条件で②を選択した場合は、J6条件は入力する必要はない。
 9. J7条件で②を選択した場合は、J8条件は入力する必要はない。
 10. 修理費及び損耗費を計上しない場合は、J11条件は入力する必要はない。
 11. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J11条件に「1」を入力すること。

9. 施工単価入力基準表

施工単価入力基準表		施工単価		単		件				
施工区分	山留材賃料	WP251910	施工単位	1	J1	J2	J3	J4	J5	J6
各種	火打ブロックの有無	①有 ②無	供用日数 (日)	無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無
	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)	①有 ②無	鋼製山留材の整備費及び損耗費の計上 (円)	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無
各種	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)	①有 ②無	鋼製山留材の整備費及び損耗費の計上 (円)	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無
	鋼製山留材の整備費 (山留主部材)	①有 ②無	鋼製山留材の整備費及び損耗費の計上 (円)	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無	①有 ②無

- (注) 1. 本コードは、副部材 (A) (B) を含む。
 2. 施工数量は、主部材の数量とする。
 3. J2条件の供用日数は、賃料計上限度額 (1現場当り修理費及び損耗費を含む) である不足弁償金にかかわる市中価格 (新品) の80%を超えないように調整のうえ入力すること。
 4. 継続工事以外 (J3条件で①を選択) は、賃料の減額補正のための比較検討をした上で、J6-J2 山留主部材等の副部材について「J」で得られたY (副部材の賃料 (円/t)) に供用日数を乗じた値を副部材 (A) 賃料 (Y-0028001) [円/t] に単価登録すること。
 5. J5条件で②を選択した場合は、J6条件は入力する必要はない。
 6. J7条件で②を選択した場合は、J8条件は入力する必要はない。
 7. J9条件で②を選択した場合は、J10条件は入力する必要はない。
 8. 修理費及び損耗費を計上しない場合は、J11条件は入力する必要はない。
 9. 使用回数による修理費及び損耗費の補正をしない場合は、J11条件に「1」を入力すること。

II-5-⑥-10

J3, J4条件の削除

(注) 2、3の削除

(注) 1、4の記載の修正

(2) 覆工板賃料

施工歩掛コード	W251920	施工単位	m ²
施工区分	J1	J2	J3
各種	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
各種	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
各種	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分

- (注) 1. J1条件で①～⑥を選択した場合、J2条件は総供用月数を入力する。
また、J1条件で⑥を選択した場合、J2条件は供用月数、J4条件は総供用月数を入力する。
2. 継続工事となる場合は、J2条件に当該工事の供用月(日)数を入力し、J4条件で総供用月(日)数を入力する。
3. 継続工事以外(J3条件で①を選択)は、J2条件に供用月(日)数を入力し、J4条件は入力する必要がある。
4. J2条件の供用月(日)数は、(月又は日)の形式で入力する。J4条件は、(月又は日)の形式で入力する。
5. J15条件で②を選択した場合は、J6、J7条件は入力する必要がある。
6. J16条件は、J1条件で選択した仮設材区分の種類の整備費を入力すること。
7. 使用回数による修理費及び消耗費の補正をしない場合は、J7条件に「1」を入力すること。

表9.1 仮設材区分

種類	入力番号
覆工板(鋼製補強型)	①
覆工板(鋼製滑り止め補強型)	②
覆工板(コンクリート製従来型)	③
覆工板(コンクリート製補強型2m ²)	④
覆工板(コンクリート製補強型3m ²)	⑤
覆工板受桁及び覆工板受桁受(覆工板設置面積700m ² 以下)	⑥

(3) タイロッド材料費

施工歩掛コード	W251980	施工単位	t
施工区分	J1	入力条件	
各種	スタラップ区分	スタラップ区分	
	スタラップ区分	スタラップ区分	

- (注) 1. タイロッド単価(Y-0132000) [円/t] を単価登録すること。
2. J1条件で①を選択した場合は、スタラップ単価(Y-6400000) [円/t] を単価登録すること。なお、この場合の単価は、正の値で入力する。
3. スタラップの管理費区分は「9」を設定している。

II-5-⑥-10

(2) 覆工板賃料

施工歩掛コード	W251920	施工単位	m ²
施工区分	J1	J2	J3
各種	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
各種	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
各種	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分
	仮設材区分	仮設材区分	仮設材区分

- (注) 1. J1条件で①～⑥を選択した場合、J2条件は供用月数を入力する。
また、J1条件で⑥を選択した場合、J2条件は供用月数を入力する。
2. J2条件の供用月(日)数は、(月又は日)の形式で入力する。J4条件は、(月又は日)の形式で入力する。
3. J15条件で②を選択した場合は、J6、J7条件は入力する必要がある。
4. J16条件は、J1条件で選択した仮設材区分の種類の整備費を入力すること。
5. 使用回数による修理費及び消耗費の補正をしない場合は、J7条件に「1」を入力すること。

表9.1 仮設材区分

種類	入力番号
覆工板(鋼製補強型)	①
覆工板(鋼製滑り止め補強型)	②
覆工板(コンクリート製従来型)	③
覆工板(コンクリート製補強型2m ²)	④
覆工板(コンクリート製補強型3m ²)	⑤
覆工板受桁及び覆工板受桁受(覆工板設置面積700m ² 以下)	⑥

(3) タイロッド材料費

施工歩掛コード	W251980	施工単位	t
施工区分	J1	入力条件	
各種	スタラップ区分	スタラップ区分	
	スタラップ区分	スタラップ区分	

- (注) 1. タイロッド単価(Y-0132000) [円/t] を単価登録すること。
2. J1条件で①を選択した場合は、スタラップ単価(Y-6400000) [円/t] を単価登録すること。なお、この場合の単価は、正の値で入力する。
3. スタラップの管理費区分は「9」を設定している。

II-5-⑥-10

II-5-⑩-4

J4, J5条件の削除
(注) 5、6の削除
(注) 7の記載の修正

7. 施工単価入力基準表

(1) 敷鉄板設置・撤去

施工歩掛コード	WP253610	施工単位	m ²
施工区分	J1 入力条件		
各種	作業区分		
	①設置 ②撤去 ③設置・撤去		

(2) 敷鉄板賃料

施工歩掛コード	WP253630	施工単位	枚			
施工区分	J1 入力条件					
各種	J1	J2	J3			
	敷鉄板の種類	不足分弁償金の有無 (t/枚)	供用日数 (H)	継続工事の有無	総供用日数 (H)	J5
	(表7.1)	①無 ②有	(実数入力)	①無 ②有	(実数入力)	整備費の有無

(注) 1. J1条件で③を選択し、J2条件で①を選択した場合は、減額補正のための比較検討を行った結果を敷鉄板賃料 (V-7214000) [円/枚・日] に単価登録すること。

2. J1条件で④を選択し、J2条件で②を選択した場合は、不足分弁償金 (V-7212000) [円/枚] を単価登録すること。

3. J1条件で④を選択し、J2条件で①を選択し、J6条件で②を選択した場合は、整備費 (V-721000) [円/枚] を単価登録すること。

4. J2条件で②を選択した場合は、J3～J6条件は選択出来ない。

5. 継続工事となる場合は、J3条件に当該工事の供用日数を入力する。なお、J5条件で総供用日数 (賃料単価決定のため) を入力すること。

6. 継続工事以外 (J4条件で①を選択) は、J3条件に供用日数を入力し、J5条件は入力する必要はない。

7. J3条件の供用日数 (継続工事の場合はJ5条件の総供用日数) は、賃料計上限度額である施工業者が入手可能な購入価格 (市単価) の90%を超えないように調整のうえ入力すること。また、本コードは、J1条件が①～③の場合について賃料の減額補正のための比較検討を考慮している。

表7.1 敷鉄板の種類

規格	入力番号
22×1,524×6,096(mm)	①
22×1,524×3,048(mm)	②
25×1,524×6,096(mm)	③
各種	④

7. 施工単価入力基準表

(1) 敷鉄板設置・撤去

施工歩掛コード	WP253610	施工単位	m ²
施工区分	J1 入力条件		
各種	作業区分		
	①設置 ②撤去 ③設置・撤去		

(2) 敷鉄板賃料

施工歩掛コード	WP253630	施工単位	枚			
施工区分	J1 入力条件					
各種	J1	J2	J3			
	敷鉄板の種類	不足分弁償金の有無 (t/枚)	供用日数 (H)	継続工事の有無	総供用日数 (H)	J5
	(表7.1)	①無 ②有	(実数入力)	①無 ②有	(実数入力)	整備費の有無

(注) 1. J1条件で③を選択し、J2条件で①を選択した場合は、減額補正のための比較検討を行った結果を敷鉄板賃料 (V-7210000) [円/枚・日] に単価登録すること。

2. J1条件で④を選択し、J2条件で②を選択した場合は、不足分弁償金 (V-7212000) [円/枚] を単価登録すること。

3. J1条件で④を選択し、J2条件で①を選択し、J6条件で②を選択した場合は、整備費 (V-721000) [円/枚] を単価登録すること。

4. J2条件で②を選択した場合は、J3～J6条件は選択出来ない。

5. J3条件の供用日数は、賃料計上限度額である施工業者が入手可能な購入価格 (市単価) の90%を超えないように調整のうえ入力すること。また、本コードは、J1条件が①～③の場合について賃料の減額補正のための比較検討を考慮していないため注意すること。

表7.1 敷鉄板の種類

規格	入力番号
22×1,524×6,096(mm)	①
22×1,524×3,048(mm)	②
25×1,524×6,096(mm)	③
各種	④

